

関西|労|災|職|業|病

関西労働者安全センター

2016. 6.10発行〈通巻第467号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 関西労働者安全センター第36回総会のお知らせ 2
- 勝村正信さん、アスベスト健康被害に対する国家賠償を求めて提訴 ... 3
- 第二の近鉄高架下アスベスト被害事件
喫茶店店長の男性が中皮腫で死亡 5
- 安全のきいわあど その3:手袋 7
- 連続講座 パワーハラスメントのない職場作りに取り組もう その3・ 8
- それぞれのアスベスト禍 その62 古川和子 13
- 韓国からのニュース 15
- 1000人を下回った死亡災害件数をどうみるか 18

5月の新聞記事から/19
表紙/国賠を提訴した勝村正信さん(前列中央)と支援者ら
(5月20日奈良県庁での記者会見後に)

関西労働者安全センター 第36回総会のお知らせ

日頃より当センターに対するご支援・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年度定期総会を下記の通り開催いたします。

今回は、特別講演として、労働組合なにわユニオンの中村研書記長によるアメリカの労働NGOに関する講演をお願いしております。中村書記長は、今年4月にレイバーノーツというアメリカの労働NGOの大会と、学校のストライキに参加され、その活動内容を映像と写真をふんだんに用いて皆さんに紹介していただきます。

是非とも参加いただきますようお願い申し上げます。

日時 : 6月21日(火) 18時00分～

会場 : エルおおさか 南館7階72

(京阪・地下鉄「天満橋駅」下車、徒歩7分)

総会内容 :

- 1) 総会議事 (活動報告、新年度活動方針など)
- 2) 特別講演「NGOがつなぐシカゴの働く仲間たち」
中村 研さん (なにわユニオン書記長)



勝村正信さん、アスベスト健康被害に対する国家賠償を求めて国を提訴

ニチアス・関連企業退職者分会

泉南アスベスト訴訟に対する最高裁判決を受けて、2016年5月20日、勝村正信さん(85)が奈良地裁にアスベスト被害に対する国家賠償を求める訴えを提起した。

ニチアスの元従業員である勝村さんは、アスベスト退職者ユニオンに加入して、仲間たちと一緒にニチアスに対してアスベストによる健康被害に対する補償を求めたが、ニチアスから拒否されている。2010年10月には、ニチアスを相手に民事損害賠償を求めて奈良地裁に訴訟を提起したところ2014年10月に棄却されてしまう。続く控訴審および上告審でも勝村さんらの請求は棄却され、5年間に及ぶ法廷での闘いは一旦終了した。

今回の国家賠償訴訟では、当然被告は国になっているものの、勝村さんらにとっては今も続くニチアスとの闘いの一環である。

ニチアス元従業員による初めての国家賠償訴訟

厚生労働省の発表する、「石

綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(建設業以外)」から「ニチアス」で検索すると、全国に散在するニチアスの工場で働いた元従業員で、労働者災害補償保険法上の補償を受けた方は2014(平成26)年までに200人以上に及ぶ。勝村さんは、この中の一人として、初めてアスベスト健康被害国家賠償訴訟に臨む。

ニチアス被災者200人強の被災者のうちすべてが、国との和解対象の期間である1971(昭和46年)4月27日以前にニチアスに入職しているとは限らないが、かりに最終ばく露が1971年とすると、近年に



なって発症した方にとってみれば50年ほど前にばく露したことが原因となっており、現在70代から80代の、退職して久しい方が多いのではないだろうか。半世紀もの過去のことを詳細に覚えているという方が珍しい。そのため、当時のアスベストばく露について詳細に説明することには多大な困難を伴う。元同僚の証言や会社による資料の提示があればだいぶその困難も軽減されるが、ニチアスからの支援は期待できない。おそらく国は、勝村さんのアスベストばく露状況について執拗に釈明を求めてくると予想されるが、勝村さんも諦めずにユニオンの後押しを受けて乗り越えていってもらいたい。

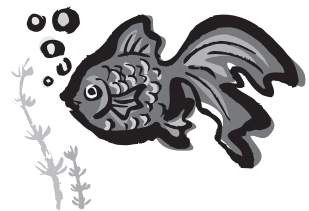
勝村さんは、良性石綿胸水というアスベストに起因する疾病を抱えており、肺機能の衰えも見られるが、ニチアス元従業員が提起する初めての国家賠償訴訟であり、また奈良県で初めてのケースでもあることから、ユニオンの仲間とともに車椅子で裁判所に入り、続く記者会見にも堂々と記者からの質問に応じた。

記者会見

記者会見では、担当する藤原航弁護士に対ニチアスの損害賠償訴訟を含めた解説を丁寧にしていただいた。そのうちニチアスに対して下された奈良地裁による文書開示命令の件あたりに話が差し掛かると、次第に、ニチアスの姿勢を問う内容になってきた。藤原弁護士は、「かなり救済から漏れている人がいるはずだ。今回の訴訟により、

救済の枠が広がることを望む」とコメントしたが、これは企業責任を十分に果たしていない点を指摘しているのではないだろうか。前述のとおりかなりの被災者数を出している企業として、求められる補償を行っていれば国に責任を問うまで至らない。

勝村さんも、胸水がたまってしんどいこと、夜寝ているときに苦しいこと、胸水を抜くたびに血の混じった水が出てくるとなどを訴える一方、「ニチアスがちゃんとしなくてはならない」と何度も強調した。裁判自体は長期化しないと思われるが、この訴訟がニチアス王寺工場周辺に大きな影響を与えることになるだろう。



第二の近鉄高架下アスベスト被害事件 喫茶店店長の男性が中皮腫で死亡

近畿日本鉄道（近鉄）の駅高架下商店街において、1977年から2000年まで喫茶店の店長として働いていた方が、建物の内壁に施工されていた吹付けアスベストから飛散したアスベスト粉じんにはく露したことから、悪性胸膜中皮腫に罹患し、2015年1月に亡くなった。

同じ駅の高架下文具店では、店長をしていた別の方が同じく悪性胸膜中皮腫に罹患して2004年に死亡している。この事件は、近鉄がその法的責任を否定したために裁判所で争うことになった。2006年に始まった裁判は、上告審における差し戻しを経て、2014年2月、大阪高等裁判所において高架下建物の所有者兼占有者である旧近鉄不動産株式会社の管理に問題があったことが認められて終結した。そして同社の責任を承継した近畿日本鉄道株式会社に対し、損害賠償を命じる旨の判決が下され、同判決は確定した。

今回の被災者は、上記判決が下されて間もない2014年5月に中皮腫を発症している。発症当時も近所に住んでいたが、度重なる裁判報道についても気に留めることもなかったという。本人としてみればアスベストを扱う仕事をしていただけでもなく、

また、職場がアスベストの吹付けに覆われていたことなど知る由もなかったためである。

2014年11月に労災請求をしたものの、2か月後の2015年1月に治療の甲斐なく亡くなってしまう。診断からわずか半年のことだった。一方、労災の支給決定は請求から半年も要し、被災者の存命中に決定が下されなかったことが悔やまれた。

被災者のご遺族は近畿日本鉄道に対して損害賠償を請求し、その後記者会見に臨んだ。

記者会見

遺族がはっきりとした口調で力強く訴える内容は、その強い意思とともに映像で広く社会に伝えられるべきだった。

プライバシー保護や風評被害の回避を理由に、近鉄という会社名と、被災者が66歳という若さでありながら中皮腫で亡くなり、それが労災として認められたという事実以外は、一切を秘匿のまま報道をお願いした。そのことは、とりわけ映像メディアが残念がっていたに違いない

代わりにセンターから提供した写真や映

像がいくらアスベスト飛散の状況を視覚的に訴えても、今日の遺族の発言ほど強いインパクトを与えるものはなかっただろう。

ご長女の発言については、各社引用しており、「毎日一生懸命働いている間に石綿を吸っていた。父の悔しさを知ってほしい」（読売）、「近鉄はこれ以上被害が拡がらないよう、他の店で働いた人にも注意喚起をしてほしい」（朝日）とまとめている。ご長女自身も当時アルバイトで店内に入った経験があるが、アスベストがあったことなど全く気がつかず、父親がいきいきと働く姿を見ることができた、楽しい思い出の場所だったという。壁や天井などは、印象に残らない風景の一部に過ぎなかった。

残存アスベスト問題

今回の被災者は、店舗として利用されていない階上のバックヤードで、壁面に吹き付けられた劣化アスベストにより発生した粉じんばく露したのである。先に紹介した近鉄に対する損害賠償事件において、裁判所は「遅くとも昭和63年2月頃時点で（近鉄高架下建物）通常有すべき安全性を欠く」と評価している。昭和63年つまり1988年以降も、むき出しの劣化した吹き付けアスベストに加えて、建物の上を鉄道が通るたびに振動で粉じんが飛散するとすれば、被災者はかなりのばく露を被ったに違いない。

吹き付け材のような顕著なものは、国も調査を行い、2010年には延べ面積1000平方メートルの建築物23万棟を全国で調

査し、1万6000強の建物に露出してアスベストの吹付けがされていることを確認している。一般的にいう大規模建築物とは、鉄筋コンクリートなどであれば延べ面積200平方メートル以上の建物となっており、鉄筋コンクリート造の2階建てアパート程度でも大規模建築物として扱われるが、これらの建物にも延焼予防を目的として大量の吹き付け材が使われていないだろうか。このような建物の場合、所有者自身がどのような建材を用いているのか把握していないこともあり、調査も困難だと思われる。しかし事態の重要性を理解していないと、解体時の事前調査が不十分であったり、あるいは解体費用や時間の節約のためにアスベスト飛散防止対策を取らないということも発生しかねない。

また、国は調査を行った2010年以降に建物所有者に対応を指導したというが、それ以前に劣化アスベストにばく露している方も多くいるのではないだろうか。近鉄高架下のような環境は近鉄電車特有の問題とは思えない。ご遺族が訴えるように、被害者が出るごとに対応するのではなく、近鉄が注意喚起や健康診断の実施に臨むべきなのは当然であるが、連続して発生した2度の事件をきっかけに残存アスベスト問題にも社会的関心が向けられることを期待したい。



安全の きいわあと

その3：手袋

手袋をするのは当たり前という仕事はたくさんある。そもそも自分の家で、大掃除をするときはたいてい軍手ぐらいはするだろう。扱うものが尖っていたり、汚れていても、ちょっとした切り傷や擦り傷は防ぐことができる。ましてや、庭の草刈りでもするとすると、手袋は欠かせない。まあ、保護具中の保護具ということになる。

しかし、労働安全衛生法令上の手袋の扱いはというと、こんな清掃作業や屋外作業などでの着用をわざわざ義務付けるような規制は設けていない。べつに規制を設けなくても、使用しなければ仕事にならないであろうし、使用しない場合でも重篤な症状に発展することが考えにくいからだろう。

労働安全衛生規則で保護手袋の着用を義務付けているのは「皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、中毒若しくは感染をおこすおそれのある業務」(第594条)、それにアセチレン溶接装置による溶接作業(第312条)とガス集合溶接装置による溶接作業(第313条)である。ほかに特別化学物質障害予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則も作業者に保護手袋を使用させなければならないとしている。

要するに、化学物質による健康障害や溶接という特別の危険を避けるための義務付けとなっている。

一方で、手袋についてはまるっきり反対の規制も設けられている。

「労働安全衛生規則第111条 事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。

2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。」

という規制だ。ボール盤とは金属に穴をあけるための工作機械で、面取り盤とは木材の曲面を加工する木工機械のことだ。高速回転する刃物で加工材料に穴をあけたり削ったりする、材料を扱うのは作業者の手で、誤って回転する刃物に接触したら巻き込まれて重大災害が起きる。手袋の端が刃物に触れたら、引きずられて手指を、時には腕まで巻き込まれるという災害が数多く起きてきたことからこの規制がある。

労働安全衛生規則の施行通達によると、「面取り盤等」の「等」にはフライス盤、中ぐり盤等が含まれるが、丸のこ盤は含まれないものとしている。なるほど巻き込まれの可能性が大きい機械について、規制をかけているわけである。



連続講座

パワーハラスメントのない 職場作りに取り組もう

その3 相談対応から職場改善へ

前回でパワーハラスメント防止対策の導入について、厚労省のマニュアルを使用しながら説明した。その中で「構築手順」として7つの取り組みをあげた。①トップのメッセージ、②ルールを決める、③実態を把握する、④教育する、⑤周知する、⑥相談や解決の場を設置する、⑦再発防止のための取組の7つである。

これらの取り組みで注意すべき点など、具体的な解説をする。

「②ルールを決める」で職場でのルールと言うと、就業規則、ガイドライン、労働協約や労使協定と書いたが、中でも「パワーハラスメント防止ガイドライン」を策定し、それに合わせて就業規則や労働協約などを整えることをお勧めする。労使で協議を重ね、よりよいガイドラインを作成しよう。

まず、ガイドラインに入れるべき項目は、何だろうか。

趣旨・目的、パワーハラスメントの定義、禁止とする行為、事業主の講ずべき措置、労働者の取り組むべきこと、懲戒処分事項は必要であるだろう。

趣旨や目的、定義などについては、本連

載1回目にふれた。ガイドラインには、禁止とする行為について、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」（厚生労働省 2012年3月）であげられている6つの行為類型のように示しておくのもわかりやすいだろう。

ただし、例示した行為以外にもパワーハラスメントに当たる場合があることは、但し書きしておくべきだ。

次に重要なのは、事業主の講ずべき措置である。

パワーハラスメントの防止に事業主は第一の責任がある。講ずべき措置は、

1. パワーハラスメントを禁止する方針を明確化し、文書でルール化し周知・徹底する。
2. 研修・講習などで管理職、労働安全衛生の管理責任者、各部署の責任者及び労働者を教育する。
3. 相談窓口、および問題解決できる担当部署を設け、調査・解決手順などを定める。
4. パワーハラスメント問題があったときの解決のための人事措置、懲戒などにつ

いて規則を定める。
5. 再発防止や職場改善の仕組みを作る。
などが考えられる。

解決につながる相談窓口を

実際にパワーハラスメントを受けたとの訴えがあったときの対処は重要である。ガイドラインの中で、「⑥相談や解決の場を設置する」にあたる相談窓口と相談の解決についてもきちんとした取り決めをつくっておこう。相談窓口を設けるだけで、きちんとした対応ができる体制がないと、訴えた被害者が2次ハラスメントを受ける結果を招くことがある。

まずは、社内に相談窓口を設けた場合を考えてみよう。資料集に「パワーハラスメント社内相談窓口の設置と運用のポイント」というのもあるので参考にしよう。基本的なポイントはそれで理解できると思う。

相談を受ける担当者は、対応について研修などを受けた者が望ましい。相手の話を安易に否定したり、非難することがあってはならない。例えば、「まさか〇〇さんが

そんなことするわけがない」とか、「あなたの思い違いじゃないか」といった発言である。相談者は相談をすることにも迷い、ようやく勇気を持って話をするに至ったはずであり、話をよく傾聴し、相談者から信頼を得られるように心がけなければならない。

対応の行程は相談→事実確認→対処→再発防止となるが（11頁「相談対応の流れ図」参照）、相談対応には複数の者が関わり、話し合っただけで対応を決めるほうがよい。複数で対応するメリットの1つは、相談に応じる人のストレスを軽減できる、また対処についても個人で判断する責任も軽減し、話し合うことでよりよい解決を目指すことができる。相談者がすでにメンタル不調などの症状がある場合、医師やカウンセラーなど専門家とも連携する必要がある。聞き取り調査に相談者の親しい者が同席できるようにし、何度も長時間聞き取りするのは避けるなどの配慮もするべきだろう。

また相談はもちろん秘密厳守であり情報の管理には細心の注意が必要だ。組織の代表者といえども本人の承諾なしには個人情報を得ることはしない。解決に当たる場合も情報共有する人の範囲をきちんと定めておき、相談者本人の承諾と希望に沿った形で行うことである。

解決は相談者の希望をよく理解し、意向に沿った形で行われるのが望ましい。

単に傾聴を求めているのか、加害者の謝罪、人事措置などを希望しているのか、相談内容も、相談者の望む解決や結果も事案ごとに異なり、多様なものとなるので、ケー



表6 相談窓口のメリット・デメリット及びポイント

窓口の種類	メリット	デメリット	ポイント
管理職等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者から身近な存在として感じてもらえるため、気軽に相談しやすい 職場環境などの状況を把握しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者等自身がパワーハラスメントの行為者であることがある 相談者から秘密が守られないのではないかと不安を持たれる 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者に対し、パワーハラスメントを理解させるための研修をしっかりと行う
内部の窓口	<ul style="list-style-type: none"> 利用者から身近な存在として感じてもらえるため、気軽に相談しやすい 窓口担当者も職場環境などの状況を把握しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者から秘密が守られないのではないかと不安を持たれる 窓口担当者を知っている場合には、利用しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> 可能であればカウンセラー等の専門家を窓口担当者とする 一般従業員が担当する場合は、マニュアル等を作成し、継続的に研修を行って、対応能力の向上に努める
外部の窓口	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士、医師等の専門家による対応が受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な職場環境等の理解が不十分な場合がある 行為者や周囲の人に対する事実関係の調査をすることが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の同意なく、組織に氏名、内容等を伝えないという措置を講じ、情報管理体制を整える 個々の相談内容から考えられる組織の問題点について、外部窓口からフィードバックしてもらう

「パワーハラスメント対策導入マニュアル」より

スごとに適した解決策を追求しなければならない。

外部のカウンセラーや保健師などに相談窓口を委託している場合、カウンセラーからの報告範囲や解決のための情報提供などについてきちんと取り決めを行う必要がある。

もちろん秘密厳守なので、内容提供を受けられるわけにはいかないが、定期的な相談件数や規模の大きい組織ではある程度の所属や職種の報告などを受けることは可能である。ただ相談者の抱える問題に迫ることが出来ないのも、やはり、別に社内相談窓口を設ける必要があるだろう。

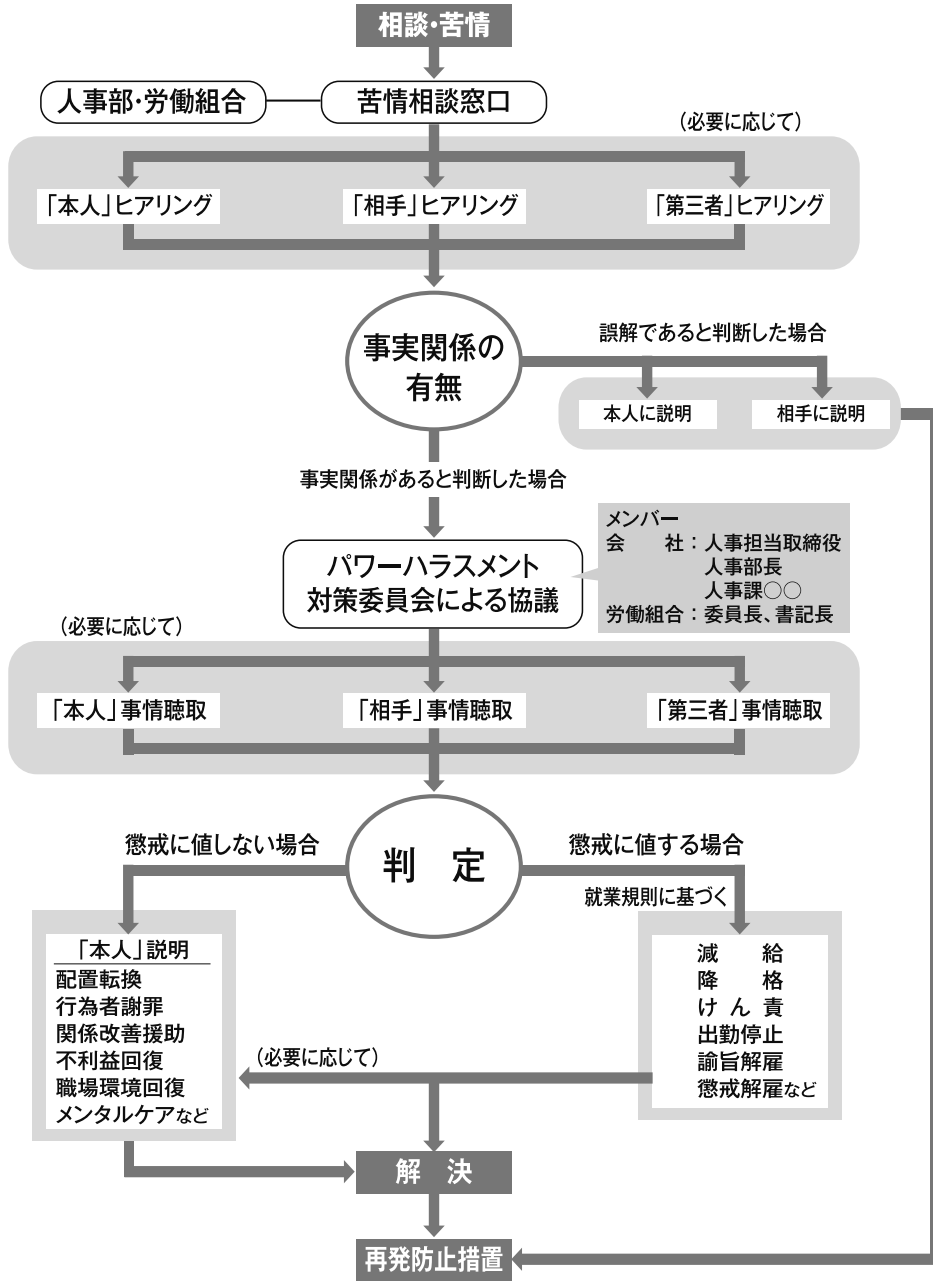
労働組合がある場合、労働組合も相談窓口を設けるのがいいだろう。企業の総務の

相談窓口より労働組合はずっと身近な存在であるだろうし、またそうでなくてはならない。

労働組合は職場内の状況もよく分かるし、相談者に寄り添って解決に尽力できる。また困難な状況にある相談者と同じ職場の組合員がハラスメントにあっているときに助けたり、精神的な支えになることも出来るだろう。企業内の調査や解決の話し合いの場に、労組の担当が参加できる仕組みを作っておくことも重要で、労働者の立場からの意見を対応に反映することができる。

なお資料集では、相談がパワハラに該当した場合、と該当しない場合に分けており、該当しない場合は判断理由を当事者らに十分説明することとなっているが、それだけ

相談・苦情への対応の流れの例



では不十分である。パワハラに該当しない場合であっても、相談者は困っているから相談したのであって、そのことで体調不良になったり、仕事に支障を与えることもあるので、その問題はやはり解決しなければならない。

再発防止から職場改善に

相談に迅速に対応し、被害者を救済することは非常に重要であるが、次に重要なのは「⑦再発防止のための取組」である。再発防止には大きく分けて2点ある。

加害者の教育と職場改善である。

加害者が自身の行動を振り返って反省し、再度行うことのないようにしてあげたいが、これがなかなか難しい。加害者は相手のあることなので、「自分だけが悪いのではない」と考えがちだ。あるいは、「自分は悪くない」と考える者も多い。基本的な禁止される行為を十分理解してもらうよう教育するほか、人事評価に上司としての指導力やコミュニケーション力のチェックを入れることもひとつの手段だろう。

職場改善では、加害者、被害者の人事異動だけでなく、再発防止のためにパワーハラメントやいじめが起りにくい職場環境を作ることが重要だ。

加害者自身が、上司から厳しい業務命令を受けていたり、多忙な業務に忙殺されていたりして余裕がないために部下に無理を言っている場合もあり、組織的な職場改善が有効だ。

「職場のパワーハラメント対策ハンド

ブック」では対策事例を紹介している。教育や相談窓口の設置の他に、毎年のアンケート調査での実態把握やあいさつや握手でコミュニケーションをよくするなどの工夫で参考になる。

そこでは紹介されていないが、参加型の職場改善活動で、アクションチェックリストを活用してグループ討論をして身近な職場改善に取り組むことも有効である。ストレス関連のチェックリストもあるし、またストレス対策以外の安全のテーマで行っても、同僚同士のグループ討論などを通して、コミュニケーションが取りやすくなったり、共通の問題意識を持つことができるので、ハラスメントが発生するリスクが格段に低くなる効果が期待できる。

ガイドライン等で、これら重要な点について取り決めることで、パワーハラメント防止対策の骨子はほぼできたことになる。

今回は、休業からの職場復帰について。



連載 それぞれのアスベスト禍 その62

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

石綿対策全国連総会に参加して

5月28日(土)に「石綿対策全国連絡会議第28回総会」が東京で行われた。そして昨年から再開した「患者と家族の会による環境省・厚労省との意見交換会」もその前日の27日(金)に実施した。意見交換会は田島一成衆議院議員の尽力により、衆議院第2議員会館地下1階第8会議室で行われた。全国各支部から50名が参加し、現場で苦しんでいる患者と家族の生の声を届ける場となった。昨年から引き続き参加した会員も、今年初参加の会員もいた。

環境省への要望項目から始まった交換会は、最初から皆さんのボルテージが上がっていたように思う。石綿救済法の運営のあり方から、環境ばく露者への健康管理手帳制度設立など、幅広く意見が出された。白熱した最中に、平地千鶴子さん(尼崎支部)が何度も机を叩いて抗議した姿には正直驚いた。

厚労省交渉で若年時ばく露の低賃金問題を訴えた時は、片山千代枝さん(北陸支部)が率先してマイクを持ち、クボタショック直後から交渉の席に臨んでいたことも語った。すると片山さんがマイクを置くのを待っていたかのように菊池良子さん(関西

支部)もマイクを持ち「夫は最低賃金で計算されています」と訴えた。他の場面でもそれぞれの課題において的確に問題を取り上げ、訴え、追及してゆく会員たちの姿に、この10年間の歩みを感じた。

交渉終了後は楽しい「懇親会」。…のはずだったがとんでもないハプニングが起こった。宿泊先から懇親会場に移動する際、タクシーの中に携帯電話を忘れてしまったのだ。

乗ったタクシー会社が記憶になく「まずは忘れもの届けを」ということで近くの新宿警察に行った。夜の時間帯なので新宿警察はすでにエレベーター使用が禁止されていたから、手続きをするためには長い階段を上らなければいけない。膝の悪い私には無理なことだった。そこで玄関に立っている若い警察官にお願いして2階まで書類を取りに行ってもらった。書類を待っている最中に、「緊急連絡用に使って」と岡田陽子さん(泉南支部)が貸してくれた携帯が鳴った。古谷さん(石綿対策全国連事務局長)からで、私の携帯電話が見つかったという。澤田さんが携帯電話に発信し続けていると繋がり、タクシーの運転手が届けてくれることになったのだ。

懇親会に帰ったときにはすでに場が盛り上がっていた。私の携帯紛失騒動で懇親会



街宣車上、右から土川さん、著者、安里さん

に遅れてしまった古谷さんと澤田さんに大変申し訳なく心からお詫びし、また感謝した。

翌 28 日午前中はいつもの街宣行動。患者と家族の会全国事務局会議を終えて駆けつけるとすでに新宿駅西口では皆さんがチラシを配布していた。私の到着を待っていたように「誰か街宣車の上に」と声がかかった。すぐに初参加の二人を指名して、一緒に車に乗り込んだ。丸本津枝美さん(ひょうご支部、肺がん認定裁判勝訴)の話が終わると、初参加した安里イク子さん(大阪西成区住民被害)、土川加代さん(滋賀県彦根市環境被害)と続いてマイクを持っ

た。

初参加の二人の話はとても良かったが、それと同じくらい感動したことがある。というのはこの街宣行動において、ここ数年間、毎年新しい方たちを紹介していることだ。

新しい方たちといえば「被害者が広がっているのに」とひんしゆくを買いそうだが、毎年新たな出会いがあることは事実

だ。

かつて 1000 万トン近くの石綿が輸入され、使用されてきたことを考えれば、被害の拡がりはまだまだ終息できないと思う。その事実をしっかりと受け止めて「新たな被害者発掘」を心がけねばならない。その意味でも、このような形で前に出て発言してもらえる人々が増えたことは有り難いことだ。被害者自身が「市民権」を得たのだ。

午後からは四谷の「主婦会館プラザエフ」に場所を移して救済法制定 10 周年の見直しに向けての講演があり、今回の小委員会開催にかける強い決意を誓いあった。

灰かな希望

アスベストに冒された中皮腫患者の闘病記

橋本 貞章 著

「術後 3 年生存率 20%」と宣告されたアスベストに冒された中皮腫患者の小説形式の闘病記。死と向き合う克明な記録は、関係者への共感を誘う道標ともなる。一

かがわ出版 <http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/ha/0828.html>
 本体 1700 円 + 税

韓国からの ニュース

■高圧電流に触れる電気労働者に職業性癌・脳心臓疾患の「警告」

慶州地域で電気員として働くJさん(40)は2014年10月、1か月以上続く頭痛に苦しめられて病院を訪れた。耳鼻咽喉科で咽頭癌と扁平性細胞癌の4期と診断され、癌細胞はリンパ腺を経て脳下垂体と視神経に転移していた。

Jさんは2001年から15年間、活線電線路で働いた。主治医はJさんが高圧電線に触ると言うとすぐに「癌の発病に(電磁波も)関連性がある」と言った。闘病中だがJさんは今も一日平均8時間、月の半分は電信柱に上っている。治療費と生活費を稼がなければならないからだ。「電気に触れて罹った病気なのに、仕事を辞めることはできない」と吐露した。

◆癌・脳心臓関係疾患の発病が相次ぐ

2万2900ボルトの高圧電流に手で触る電気労働者が、癌や脳心臓関係疾患に罹ったり同じ病気で死亡する事例が引き続き報告されている。今年の2月から今月までに労組が把握した癌・脳心臓関係疾患発病の電気労働者は26人。うち4人が死亡、肺癌(1人)・胸腺腫(1人)・大腸癌(1人)・心臓疾患(1人)・脳梗塞(5人)・脳腫瘍(1人)・胃癌(4人)・肝臓癌(3人、1人死亡)・甲状腺癌(2人)・細胞癌(1人)・膵臓癌(1人)・心筋梗塞(1人、死亡)・白血病(3人、2人死亡)・不整脈(1人)を病んでいる。

電気分科委員会の関係者は「活線作業に対して不安を訴える電気労働者からの問い合わせの電話が絶えることなく続く」と話した。電気分科委は、電気労働者の疾病発病は直接活線と関

連があると見ている。活線配電は電気を活かしたまま行う電気工事だ。しかし問題は費用だ。電流を遮断したり迂回させれば、工事が20%近く余計に掛かる。我が国で直接活線作業が行われる理由だ。

電流が流れる所で作業をすれば電磁波のばく露はもちろん、感電事故も発生する。

◆電気員2千人を採血検査

電気分科委は電気労働者2千人を対象に採血検査と健康相談を行った。電気分科委は勤労福祉公団に、電気員の産業災害関連の資料として検査結果を提出する。2016年5月12日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

■クオン・サムソン電子代表、2年前の約束を守らねば

半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)がサムソン電子に、職業病被害者に適合した補償をするという約束を履行するように要求した。クオン代表理事は2014年5月に「サムソン電子が成長するまでに数多くの職員の労苦と献身があったが、その過程で苦痛を味わった方たちがいた」。「この席を借りて心から謝る」と、被害補償を約束した。

パノリムは公益法人の設立によって問題を解決せよという調停委員会の調停勧告案をサムソン電子が拒否した後、無期限の野宿籠城を行っている。17日で籠城224日目を迎えた。サムソン電子は半導体白血病補償委員会を通じて補償を申し込んだ被害者だけを対象に補償している。パノリムは「サムソン電子が被害者に対する適合した補償を約束したが、(補償委員会を通じて)一方的に決めた補償金の受け容れを強要するなど、閉鎖的に補償手続きを進めている」とし、「サムソンはなにを間違えたのかを率直に認め、公正で透明な補償を行え」と要求した。2016年5月18日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■民主労総がオキシ不買運動に

民主労総は組合員と家族にオキシ不買運動に参加するように要請した。所属事業場を中心に、オキシ製品の流通・販売の中止と購買中止を使用者に要求する。清掃労働者はオキシ製品を使わないことにした。

加湿器殺菌剤事件を契機に化学物質に対する警戒心が高まったことに関連して、化学物質取り扱い事業場の安全保健強化と、化学物質管理制度の改善を政府と国会に要求する方針だ。

民主労総は「十数年間闘ってきた加湿器殺菌剤の被害者と家族の苦痛と怒りに深く結合できなかったことを心より反省する」とし、「居間の世越(セウォル)号と呼ばれる加湿器殺菌剤惨事が再発しないように、殺人企業を断罪するオキシ不買運動を必ず成功させる」と約束した。2016年5月18日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■秘密は危険だ、化学物質管理は地域が参加しなければ

19代国会本会議の最後の日の5月19日、化学物質管理法の一部改正案が通過した。

化学物質管理の総合的な問題点を明らかにした加湿器殺菌剤惨事が進行形である中で、地域社会の参加と、知る権利を少しでも拡大できる法制度が作られたことは、それなりに良かった。



5月17日韓国環境会議など、環境と市民団体の会員たちが記者会見、抗議のプラカードを掲げる

この改正案は化学物質監視ネットワークとウン・スミ議員室が用意した「地域社会の知る権利法」を主な内容としている。地域社会の知る権利法は、2012年の亀尾(クミ)ヒューブグローバルのフッ化酸素の漏出事故以後、化学物質事故の予防と非常対応において、地域住民の参加と知る権利が保障される地域統一的な管理体系の必要性が提起され、53人の国会議員が2014年5月に共同発議した「化学物質管理法の一部改正案」を意味する。

化学物質監視ネットワークは、事故の予防と対応は中央でなく地域別に行われなければならないという趣旨で制定されたアメリカの「非常対応計画および地域社会の知る権利法(EP-CRA)」を研究・分析して地域社会の知る権利法案を完成させ、化学物質管理法の改正運動を展開してきた。

今回改正された内容は2014年と2015年末に、国会の法案小委で政府与党の深刻な反対にあって修正された改正案だ。この改正案も漂流を繰り返し、加湿器殺菌剤惨事が明らかになった19代国会の終わりに、やっと通過した。

◆物足りなさの残る改正化学物質管理法

今後、地方自治団体首長は化学物質の管理に関する条例制定によって、化学物質の安全管理と化学事故に対備・対応するための計画または施策の樹立・施行と、化学物質管理委員会の構成・運営、化学物質関連の危険情報を地域社会に提供しなければならない。化学物質の有害性情報と化学事故の危険性、化学事故発生時の早期警報伝達方法、住民待避などの行動要領が含まれる危害管理計画書が円滑に地域住民に告知されるように、支援もしなければならない。

また、化学物質取り扱い事業場が作成した危害管理計画書を事前に検討・意見提示できる手続きも用意された。しかし、まだ地域社会の知る権利法を充足するには十分ではない。

第1に、法第41条の危害管理計画書の作成

対象から、発議案の事故対備物質を 69 種から全有毒物質に拡大する条項が抜けた。我が国で 4 万種を越える化学物質が使われている現実を考慮すれば、あまりにも少ない数だ。

第 2 に、法第 43 条の化学事故発生時に、被害当事者である地域住民に直ちに事故事実を通知する義務を、地方自治団体長に附加する条項が抜けた。2012 年の亀尾ヒューブグローバルのフッ化酸素の漏出事故以後、2013 年 89 件、2014 年 105 件、2015 年 113 件だった化学物質事故のうち、1 件も住民に通知された事実はなかった。法的義務が誰にもなかったためだ。

第 3 に、地方自治体が環境部の化学事故影響調査に参加できる手続きも用意されなかった。事故が起きれば、影響調査官が派遣されて事故調査をすることになっている。

◆今こそ政府と地方自治体の努力が重要だ

何よりも、全国の地方自治体は迅速に化学物質を知る権利条例を制定しなければならない。地方自治団体首長は条例制定の根拠が作られた以上、地域の状況に基づいた条例を作るために、民官が参加して議論を始めなければならない。

そして政府と環境部は、企業の利潤追求のための国民に対する秘密が、どれ程危険であるかを克明に示した加湿器殺菌剤惨事を教訓にし、今回の法改正に満足せず、地域社会の参加と知る権利が完全に保障される、より強力な地域社会の知る権利法が完成されるように先頭に立つことを願う。2016 年 5 月 30 日 仕事と健康企画局長 ヒョン・ジェスン

■繰り返すソウル地下鉄のスクリーン・ドア惨事／代案は安全業務担当者の直接雇用

ソウル地下鉄のスクリーン・ドア整備士が単独で仕事をしていて、再び亡くなった。生命・安全業務を担当する労働者を直接雇用しなければならないという声が高まっている。事故の経緯調査を始めた警察と雇用労働部は、安全措置

義務違反の嫌疑がはっきりすれば関連者を処罰する方針。

公共輸送労組ソウル地下鉄非正規職支部は 30 日、「スクリーン・ドア惨事は偶然でなく、業務の外注化がもたらした必然的な惨事」で、「市民の安全を守るための地下鉄の検収・整備業務の直営化運動を始める」と明らかにした。

28 日、ソウル地下鉄 2 号線九宜（クイ）駅で地下鉄のスクリーン・ドアを修理していた下請け業者の労働者キム・某さん（19）が、駅舎内に入ってきた電車とスクリーン・ドアの間に挟まれて命を失った。キムさんはスクリーン・ドア整備業会社で働いて 7 ヶ月にしかならなかったが、事故当時は一人で仕事をしていた。

今回の事故は、2013 年 1 月に聖水（ソンス）駅で、昨年 8 月に江南（カンナム）駅で発生したスクリーン・ドア整備士の死亡事故と似ている。2 人 1 組ですするという安全規則が遵守されず、ソウルメトロの駅員とも業務協力がなされていなかった。2016 年 5 月 31 日 毎日労働ニュース キム・ポンソク記者

■朴元淳市長「地下鉄安全業務の外注は中止する」

朴元淳（パク・ウォンスン）ソウル市長が九宜駅でスクリーン・ドアの作業中に労働者が死亡した事故と関連して「地下鉄の安全業務の外注は根本的に中止する」と明らかにした。31 日に事故現場を訪れ、「市の傘下機関の外注化の実態を調査して全面改善する」。「今回の事故原因を徹底して糾明し、地位の上下を問わず責任を問う」とし、ソウル市長として謝罪した。市長はこの日、出勤途中にキム・某（19）さんの死体が安置された病院を訪れ、遺族に哀悼を表わし、故人に対する処遇と補償に最善を尽くすと伝えた。2016 年 5 月 31 日 民衆の声 パク・ソヨン記者

（翻訳：中村 猛）

1000 人を下回った死亡災害件数をどうみるか

5月17日の厚生労働省の発表によると、2015年の労働災害による死亡者数が972人となり、統計を取り始めて以来、初めて1000人を下回ったという。一緒にHPで公表されている「50年間の労働災害による死亡者数の推移」をみても、平成11年以降の死亡災害漸減傾向は、ほとんど変わらず、ついに1000人をきったというわけだ。

かつて、昭和36年には年間6712人が労災で死亡し、40年代半ばまでその水準は変わらず、労働安全衛生法制定で大幅に減少したという歴史がある。その後昭和60年ぐらまでは少しずつ減少したものの、その後平成一桁年代までは2400人程度で下げ止まり傾向が続いていた。それがここ十数年でだいたい半分にまで減少することになったわけだ。

これは相当に成果が出ていると思えそうだが、諸外国の統計をみると、労災防止ではまだまだはるかに上の国がある。それは英国だ。

日本でも死亡者数が1075人にまで減少したリーマンショックの影響があった年である平成21年（2009年）に、英国の死亡者数はというと、実に151人だった。そもそも1992年で340人ぐらいの死亡者数だったのを、半分にまで減らしたというのだから、減らした率からいうと日本と同じようなものだが、基礎となる数字が違



い過ぎる。

もちろん統計の取り方はやや違う。英国では交通災害は労災統計から排除されているという違いが一つ。それからもう一つ大きく違うのは、英国安全衛生庁の統計には、雇用労働に含まれない労働災害も含んでいるということだ。例えば151人の死亡のうち、最も多かった産業は農業で37人もあった。英国でも農業は家族経営が多いということだから、日本ならそのほとんどは統計に含まれることはないだろう。

調べてみると、英国の人口は日本のだいたい半分で、雇用労働者数もそんなものだという事だ。ということは、もし日本で英国並みの対策ができていたとしたら、いまの労働災害死亡者数は300人程度ということになりはしないだろうか。

ずいぶんと漠然とした話ではあるけれど、こういう観点からみても、日本の労働災害防止の取り組みは、まだまだこれからということにはなるのである。

5月の新聞記事から

5/13 大阪労働局は大阪南労働基準監督署が、2010年と2011年の死傷病報告約1700件分を、保存期間が終了前に誤って廃棄したと発表。ファイルの背表紙に保存期間5年を誤って3年と記し、捨てる際にも確認を怠っていた。休業見込みが4日以上約1600件は電子データが残っていたが、4日未満約100件は入力していなかった。

総務省は建物を解体する際、施工業者に義務付けられているアスベストの使用調査が適切に実施されていない事例があるとして、環境省などに対し地方自治体を通じて業者に適正な実施を促すよう勧告した。総務省は調査に問題があった全国の52例を公表。うち29例で、アスベストの使用に気付かなかつたり、事業者が対策の必要がないと誤認したりして、飛散防止策を取らないまま工事を実施していた。

5/16 1カ月間の残業が最も長かった正社員の残業時間が80時間を超えた企業は22.7%にのぼることが、厚生労働省が公表した報告書で明らかになった。過労死等防止対策推進法に基づき昨年12月から今年1月にかけて1万154社に調査し、1743社が答えた。2014年度1年間の勤務実態で残業が最も長かった正社員の残業時間は、80時間超～100時間以下が10.8%、100時間超が11.9%で、合計22.7%だった。

5/17 厚生労働省は2015年の1年間に労働災害で死亡した人が972人（前年比85人減）で、1948年の調査開始以来初めて1000人を下回ったと発表した。労災死者の内訳は、建設業327人（50人減）▽製造業160人（20人減）▽陸上貨物運送事業125人（7人減）など。労災死傷者数（死亡、休業4日以上）も11万6311人（3224人減）だった。

5/19 厚生労働省は、千葉市の棚卸し業務の代行会社エイジスの複数の営業所で違法な長時間の残業があったとして名前を公表した。厚生労働省が行政指導の段階で企業名を公表することを去年決めてから公表されたのは初めて。従業員の63人が違法に月100時間超の残業をさせられ、4営業所で1年間に4回正勧告を行った。

5/20 ニチアスの元従業員の男性がアスベストで健康被害を受けたとして、国を相手に1265万円の賠償を求める訴えを奈良地裁に起こした。勝村正信さん（85）で、1957年6月から1年以上、ニチアス王寺工場アスベスト製品の切断作業に従事。その後「良性石綿胸水」を発症し労災認定を受けた。最高裁が大阪府泉南地域のアスベスト問題をめぐり国の責任を認定し、要件を満たす被害者と和解する方針を示

したことを受け、勝村さんは奈良県内で初めて提訴した。患者と家族の会・奈良支部では、21日と22日の2日間、相談窓口を開設する。

5/22 関西電力高浜原発3、4号機について福井県原子力安全専門委員会がまとめた報告書は地震やテロ対策などの審査が不十分だったとして、日本科学者会議福井支部が、10項目の是正を専門委に申し入れた。

長崎市の広告代理店で上司から執拗な叱責などのパワハラを受け適応障害になったとして、長崎県諫早市の男性が1月、長崎労働基準監督署から労災認定を受けた。広告代理店でデザイナーとして勤めていたが、上司が代わってから執拗ないじめが始まった。わずかなミスでも人格を否定されて罵倒され、過重な仕事量に加え、説教が数時間に及ぶため長時間労働に。14年7月、適応障害と診断され、退職。会社のオーナーに文書で被害を訴えたが、会社からは解雇通知がきたという。

5/24 大阪府内にある近畿日本鉄道の高架下の喫茶店で働いていた男性が中皮腫で死亡したのは、壁に吹き付けられたアスベストを吸ったのが原因として、遺族が記者会見し、近鉄側に約4100万円の損害賠償を求めて申し入れたことを明らかにした。申し入れは4月5日付。

熊本県と熊本市が地震後の調査で、熊本地震による被害が大きかった熊本市や熊本県益城町などにある建物のうち、14棟でアスベストがむき出しの状態になっていた。県内では2万6000棟を超える建物が全半壊し、県と市は4月末に調査を開始。「吹き付け材」を使っている可能性がある鉄骨造りなどの約8800棟を調べた。

5/26 去年3月滋賀県大津市の職員が上司からパワハラを受けて、精神安定剤を大量に飲んだ後に死亡した。市はパワハラが大量の服薬の一因だと認め、遺族に賠償する方針。企業局の40代の男性職員は、おとし4月からの1年間、週に2、3回のペースで上司の男性職員から大声で叱責されるパワハラを受けていたという。市は上司の男性職員について減給の懲戒処分とした。

5/27 大阪府は千早赤阪村の山中に大量の廃石綿が不法投棄されていたと発表した。25日早朝に千早赤阪村東阪の府道下の斜面に、ポリ袋が40個以上が捨てられているのを住民が発見し、府が分析したところ、クロシドライトを含む廃石綿だと判明した。投棄量は50リットルのポリ袋55個分に及んだ。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259